

市内委託医療機関一覧表

委託医療機関名	所在地	電話番号	接種の種類		
			頸がん	ヒブ	肺炎
後谷診療所	南後谷751	995-3428	○	—	—
えばと脳神経外科・内科クリニック	緑町3-23-2	998-2233	○	—	—
おぐら小児科医院	大曾根244-2	998-1811	○	○	○
埼玉回生病院	大原455	995-3331	○	—	—
佐藤医院	伊勢野142	996-9108	○	○	○
徳永クリニック	八條1567	996-6501	○	○	○
広瀬病院	八條2840-1	995-6371	○	○	○
藤井クリニック	八潮2-2-8	998-7522	○	○	○
ほり小児科	中央3-12-12	997-4165	○	○	○
緑町こどもクリニック	緑町3-23-2	998-8855	○	○	○
宮崎内科クリニック	中央4-11-45	997-6191	○	—	—
八潮駅つばめクリニック	大瀬888-1	999-7822	○	○	○
八潮駅前内科こどもクリニック	大瀬822-1	940-1200	○	○	○
八潮整形外科内科	南後谷865	997-0800	○	—	—
八潮中央総合病院	緑町1-41-3	996-1131	○	○	○
吉松クリニック	八潮3-16-10	997-6361	○	○	○

4月からワクチン接種緊急促進事業に基づき、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を公費助成（接種費用の自己負担なし）により実施します。

接種期間は、4月1日（金）～平成24年3月31日（土）で、市内の委託医療機関で接種することができます。

これらの予防接種は、接種対象者の保護者の希望により接種を受ける、任意の予防接種です。

①子宮頸がん予防ワクチン  
●接種対象者：中学校1年生～高校1年生相当の女子▼初回接種1回、初回接種から1カ月後に1回、初回接種から6カ月後に1回の計3回接種

②ヒブワクチン  
●接種対象者：生後2カ月～5歳未満の乳幼児

③小児用肺炎球菌ワクチン  
●接種対象者：生後2カ月～5歳未満の乳幼児

▼初回接種：27日以上の間隔で3回接種  
▼追加接種：追加接種の間隔で3回接種

④接種方法  
①：電話で保健センターに申し込み、送付される予診票などを持参し、委託医療機関で接種  
②③：委託医療機関へ事前に予約し接種

▼初回接種：4週～8週間隔で3回接種  
▼追加接種：初回接種を受けた後、60日以上の間隔で1回接種

▼初回接種：27日の間隔で2回接種  
▼追加接種：初回接種を受けた後、60日以上の間隔で1回接種

▼初回接種：27日の間隔で2回接種  
▼追加接種：初回接種を受けた後、60日以上の間隔で1回接種

▼初回接種：27日の間隔で2回接種  
▼追加接種：初回接種を受けた後、60日以上の間隔で1回接種

**子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を行います**

健康増進課 ☎995・3381～3

【取り組みの概要】

取組項目	主な取組状況	主な取組成果
大綱1 事務事業の整理合理化について	・指定管理者制度の対象となる施設の制度導入の拡充	・基本方針を一部改正し、指定管理者候補者選定委員会を施設所管課において円滑に実施できるようにした。
大綱2 市民ニーズ・行政ニーズに対応した組織体制について	・政策目標に応じた効果的・効率的な組織体制の整備	・平成21年度より新組織をスタートさせ、事務の効率化などを図った。
大綱3 定員管理及び給与の適正化等について	・職員定員管理の適正化、給与制度の適正化の取り組みを実施	・八潮市職員適正化計画に基づいて職員の削減を行った（6人純減の664人）。
大綱4 人材の育成・確保について	・能力と実績に応じた有能な職員の登用	・職員のモチベーションの維持・向上のため、昇任試験の受験機会の拡大を検討し、補佐級昇任試験の経験年数を短縮した。
大綱5 公正で透明性の高い行政運営の推進について	・入札における公正の確保と透明性の向上を図るための取り組みを実施	・平成22年度追加業者登録申請手引きをホームページに掲載した。また、継続的な入札関連情報を提供した。
大綱6 ITを活用した業務改革・窓口サービスの向上について	・市税・国民健康保険税の納付窓口の拡充	・コンビニエンスストアでの納付実施により、納付窓口が拡大され、さらなる市民サービスの向上が図られた。
大綱7 自主性・自立性の高い財政運営の確保について	・市税、国民健康保険税、使用料、手数料、未利用財産の売却などによる歳入確保の取り組みを実施	・市税、国民健康保険税、使用料、手数料の一斉臨宅や電話などによる催告、未利用財産の売却、有料広告の掲載などによる歳入の確保を行った。
大綱8 市民との協働による市政の推進について	・市民との協働によるまちづくりの推進を図るための各種取り組みを実施	・「市長ふれあい訪問」を実施した。
大綱9 公営企業等の経営健全化について	・上水道事業、下水道事業、宅地造成事業、財団法人やしお生涯学習まちづくり財団における経営基盤の強化、経営の健全化、事業の活性化の取り組みを実施	・徴収対策の強化や事務事業の見直しなど経営基盤の強化、経営の健全化、事業の活性化を図った。
大綱10 新たに検討を進める課題について	・新たな検討課題についての調査研究を実施	・八潮市学校評価ガイドラインに基づき、市内全小中学校において自己評価および学校関係者評価を完全実施した。

**平成21年度 行政改革の取組成果をお知らせします**

市では、事務事業の整理合理化や職員定員管理の適正化、財政の健全化などを柱とする「第3次八潮市行政改革大綱・八潮市行政改革集中改革プラン（計画期間：平成17年度から22年度まで）」を策定し、最少の経費で最大の効果をあげることがもちろんのこと、無駄のない効率的な行政の実現のため、各種改革・改善に取り組んでいます。

企画経営課 ☎885